

池田町議会 平成 29 年 6 月定例会（6 月 12 日～22 日）

一般質問 服部議員の質問（6 月 19 日）

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番（服部久子君）（前半割愛）

次に、住民に開かれた公民館使用ということをお尋ねいたします。

3 月議会で、町の公民館使用取り消しについてお聞きいたしました。取り消しのきっかけになった電話の問い合わせは国会議員からではないかと質問いたしましたが、町は一般の方からだとは回答いたしました。しかし、複数の新聞は、ある国会議員の秘書から問い合わせがあったと報道しております。議会での答弁と食い違っております。どちらが真実なのかお聞きいたします。もし前議会での答弁が真実でない場合は取り消しを行ってください。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） お答えをします。服部議員より 3 月議会ではその質問はございませんでしたので、12 月議会における回答のことではないかと思えます。

おっしゃるとおり、12 月議会において一般の方からお答えしております。この集会の件に関しましては、複数の方から公民館でできるのかといった問い合わせがありました。問い合わせがあった際にお名前、職業等はお聞きしていませんので、その中には国会議員またはその秘書という方が含まれていたのかは確認できませんでしたので、「なかったものと思えます」という回答をさせていただきました。

ただ、今回の対応につきまして、基本的には特定の方の意見等によって対応を変えらるというものではございませんので、改めて御理解をいただきたいと思えます。以上であります。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番（服部久子君） そうすると、信毎とか市民タイムスなんかには報道されている、記者が聞かれたときに、ある国会議員の秘書からですというふうにお答えになったのはどなた様でしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） ちょっと私、確かな情報としては言えませんが、多分、公民館のほうで回答したかというふうに思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 12月2日に開催日があつて、その前日に朝、庁議が開かれて、課長クラスでみんなで相談したということをお聞きいたしました。そのときに公民館長から国会議員の秘書からだという話はなかったのでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） そのときはその話はありませんでした。いずれにしても、先ほどお答えしましたとおり、私たちは誰が言ったということは全く関係ありません。住民の方から問い合わせがあればそれに対して真摯にお答えをする、そのために調査をさせていただく、これだけありますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） ちょっと納得しかねます。12月1日に庁議ですね、皆さんとお話し合いがあつて、それから国会議員の秘書は、公民館長はそれをわかつていて、国会議員の秘書でしたという話は一切なかったわけですか。それ、課長さんみんなそうなんですか。それは考えられないですよ。だって、庁議が開かれて、それで皆さんで討議したときに、国会議員の秘書からというのは新聞記者に聞かれて初めて言ったというのは考えられないです。この庁議では絶対言ったと思いますよ。そここのところをやはり隠したらいけないと思います。ぜひお願いします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 先ほどから言っておりますけれども、国会議員が言ったからとか秘書が言ったからという、どういう関係があるかなというふうに考えます。それで、私の記憶の中では国会議員という名前は庁議では出なかったと思います。必要ないと思ったから、多分、説明者も出さなかったかなというふうに理解をしております。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 町長も聞かなかったのでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 私も、誰でもそういうお話があれば受けていかなければならないかなと思っておりますので、そのときに国会議員からという話があったかどうかちょっとはつきりはいたしません、私も国会議員ということで聞いた記憶はありません。よろしくお願ひ します。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 本当はここでそのときに出られた課長さんに一人一人聞きたいと思うんですが、それをすると何か変な一般質問になってしまいますので、それは控えます。でも、昨年10月、松本市波田で野党4党で同じ市民集会が開かれて、池田町と全然変わらない性質の集会だったそうです。それがすんなり開かれて池田町は開かれなかった。だから、前日ですよ、前日にこれを打ち消したというのは本当に判断できない。

一般の人から電話があったからこれを打ち消したというのは、私は本当におかしいと思います。こういうことを池田町続けていけば、やはり公民館の使い方というのが少しずつ変わっていくと思うんです。そのところを私はこれから気をつけていかないといけないと思います。

町は、この前の質問で社会教育法23条1項に抵触するというふうに回答されました。でも、この23条というのは公民館の運営方針を示したもので、その公民館の使用者が何をしたか、それを問うているわけじゃないわけです。

昨年7月の文部科学省の通達でも、公民館を政党の候補者に利用させることを一般的には禁止するものではないというふうに回答があります。それから、東京大学教授の牧野さんという方も、この池田公民館の対応は行き過ぎではないかというふうに指摘されております。それから、阿智村の前村長さんの、今は自治体問題研究所の理事をしておられます岡庭さんという方も、住民が政治の主役だという認識が今薄れつつあるのではないかと、池田町の公民館を通して昨今の傾向を警戒する発言をされております。

こういう池田町の問題というのは、やはり長野県だけじゃなくて全国的にも、これはおかしいんじゃないかというようなことでSNSを通じて広がっております。池田町もすっかりとここで公民館の使用方法を確立していただきたいと思います。

長野県は戦後、他に先駆けて公民館活動が広がって戦後の民主主義を広めた活動、これら誇らしい歴史があります。公民館数は全国でも最も多いとされております。この公民館の使用問題、この町の考えを改めることはないでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 社会教育法第 23 条第 1 項の解釈についてであります。

前回の答弁にて申し上げましたとおり、公民館の使用については、基本的には誰にでも使ってほしいというのが一番の前提でございます。これは今までとは考え方が変わっているわけではございません。

社会教育法第 23 条では、公民館の運営方針において公民館が行ってはならない禁止規定が書かれております。そして、同法第 22 条第 1 項第 6 号では、公民館が行う事業として公民館を「住民の集会その他の公共の利用に供すること」がうたわれていますが、この規定が今回の公民館の使用の法的根拠になっております。そして、この規定が同法第 23 条の適用を受けると解すれば、その結果、利用される方にも禁止規定が適用されることとなります。そのことを踏まえ、公民館の貸し館事業において申請に対しての可否を判断しております

町も、政党または選挙の候補者等に利用させるに当たり、これまでも第 23 条の解釈を厳しく解釈していたわけではございませんが、先ほど議員の言われました昨年 7 月の文科省の通達は、社会教育において若者の政治参加意識の向上、啓発活動の充実に努めていく中で、公民館を使用する際には、第 23 条について広く解釈することにより公民館を活用できない状況にならないように、第 23 条の趣旨を改めて周知したものだ判断しております。

町もこの通達を改めて考慮し、公民館の運営において第 23 条第 1 項 2 号の適用を広義に解釈せず、また特定の政党への支援や有利な条件での提供及び特定の政党、選挙候補者への支持をすることなく、全ての政党、候補者等に公平で利用しやすく、かつ社会教育法第 20 条の目的に沿いながら、政治という分野も新池田学問所の塾に取り入れながら、開かれた公民館づくりをすることが大切であると考えております。以上であります。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8 番 服部久子君 登壇〕

○8 番（服部久子君） そうすると、昨年 12 月 2 日と同じ内容でもし公民館を借りたいと言われましたら今度はどうされるのでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） これにつきましては、今、私たち内部で検討をしておりますが、そもそも出発の段階で代表の方との行き違いがあったということは認めます。それで、先ほど議員さんが言われましたように、直前でできなくなったということに対しても、これは本当に私たちも反省すべきところがあります。

ただ、お互いに話をする中で、また確約書ということが出てきますけれども、それに対してお互いにもう少し協議する時間、お互いにキャッチボールする時間があれば、私はそ

ここで許可ということも可能だったかなというふうに思います。もうこれはさかのぼってすることはできませんけれども、私たちが話し合いの場をつくらなかったということについては非常に反省をするものであります。ただ、内容については、話をする中で特別不許可にするという内容ではありませんでした。

ただ、確約書というものを認めていただかなければ、その中には第23条のことも、公民館一般のことが確約書の中に書かれております。ですから、一つだけではなくて全体のことをお認めいただかなければ、私たちとしても、問い合わせをした方が何でと言ったときにその全体の内容をもし肯定していただかなければ、それについて私たちも答弁ができなくなりますので、そのことで許可ができなかったということが一番大きな原因であります。

ですから、内容につきましては、お話をする中で決して悪いというふうには私たちは受け取っておりません。ただ、確約書、それからチラシから受ける印象です。波田のほうでもそういうチラシがあったわけですが、ちょっとそれとの比較をさせていただきました。波田は、私たちの解釈ではあくまでも政治に対する勉強会というふうに、私はチラシの中から判断をしていましたけれども、皆さんから出されたものについては偏りがあるかなと感じました。ただ、これが決定的な違いだとは思っていません。内容がよければ私たちもそれはいいという、そんなふうには思っていましたので、その辺は、これから代表の皆さんと話をする中でお互いに理解ができればいいかなというふうに思っています。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 私たちも、公民館と別にけんかしようと思ってやっていないと思うんです。だから、やはりそのところは話し合いでというふうに。

一番、私ひっかかるのは、確約書の中に選挙のことは一切しないというようなことがあったと思うんですけれども、あれはやはりちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。それがなければこっちもすんなりと確約書に合意できたかと思うんですが、それはこれからもそういうことを確約書に書いていかれるのでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 私もその一点だけだというふうに思います。これが本当になかなか、話をしていくといいますが、時間がたつにしたがってお互いの思いがちょっと通じなくなっていけなくて、今もそんな状態になっているわけですが、また繰り返しになるかもしれませんけれども、あのこと自体、私たちは守ってほしいということではありません。ただ、話し合いの中でその言葉が出されたので、それをただ文面に書いただけです。

ですから、もし話し合いが交互にもう一度されて、この文面はおかしいよといったときに、

私たちはそれについても、それはだめだよと言うつもりもありませんでしたけれども、確約書を出した確認のこのキャッチボールができなかったので、私たちもそれをいただかなければ確約書全部が否定されたという、そんな解釈だったので、許可ができなかったという状態です。ですから、政治的なのというところは私たちとしては当然削除してもいいという気持ちでいました。ただ、その時間がなかったので結局あれで終わってしまって、もう時間が迫ってきてしまったので、結局、私たちも誓約書をいただけないといけないという、ちょっとやむを得ない事情もあったので、その点はぜひ御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 今後、そういうお互いに思ったことを話し合いをいただけて、それから広島市のように暴力とか物を壊すとか宗教とかそういうんじゃないかなければ公民館は広く市民に、市民というか町民に開かれた場ですので、ぜひそういう考え方でやっていただければと思うんです。

今度、交流センターが新しくなりますけれども、ぜひ住民の政治学習機会を保障するという姿勢でもって公民館主事というのを置いていただければと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 現在、公民館には、館長を補助し、公民館事業における講座等の計画及び具体的な活動をするために公民館主事を配置しております。具体的には塩原のことを言います。

新しくできる交流センターにも公民館主事を引き続き配置し、町民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与するという公民館の目的のもと、さらに活動が活性化できるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） これで終わりますが、この前、共謀罪が通りました。それから、さっきもお話したように教育勅語だとかそういう、何か安倍さんの右寄りの傾向が非常に加速されてきていると思います。私たちは、本当に平和で、憲法9条のそういう憲法を守って、これから今までのように平和な日本で過ごしていきたいと思いますので、ぜひ一つの出来事に機敏に反応して、それから住民の立場、それから公民館を使いたいという住民の考えの立場ということをぜひ考えていただけて、これから進んでいっていただきたい

と思います。共謀罪が通って本当に怖いです。私は本当にどうなるかと思って、これ絶対に廃止していきたいと思っております。以上です。これで質問を終わります。

○議長（那須博天君） 以上で服部議員の質問は終了いたしました。